

自転車の 交通反則通告制度（青切符）導入

令和8年4月1日～

改正道路交通法により、自転車の運転者が一定の違反行為をした場合の取締りが強化されました。悪質・危険な違反に対し、自動車と同様に道路交通法の罰則が適用され（いわゆる青切符）、反則金の納入義務が生じます。

<主な危険行為>

信号無視、路側帯進行方法違反、指定場所一時不停止等、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキ不良自転車運転、酒気帯び運転、携帯電話使用運転、安全運転義務違反 等

そのほか、道路交通法や大阪府自転車条例に定められたルールを守って安全運転を徹底してください。

- 違反を繰り返す自転車の利用者に対する「自転車運転者講習」の義務付け
- 自転車利用者の自転車保険加入義務（大阪府自転車条例）
- ヘルメットの着用が努力義務

自転車の交通反則通告制度の導入に関しては、警視庁ホームページを参照ください。

